

通告7番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、新型コロナウイルス感染症対策について、そしてジェンダー平等の実現と女性の貧困問題について、香害について、この3つの点で、一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策について（社会的検査の実施）。

ワクチン接種も始まりましたが、安全性、有効性の課題、社会全体での効果が確認されるまで、かなりの時間がかかると言われております。また、感染力の強い変異株の流行も重大な懸念要素であります。ワクチン頼みではなく、感染対策の基本的取組が引き続き必要です。感染拡大を抑えていくには、症状が出ている方や濃厚接触者などの検査と同時に、無症状感染者の発見、保護が鍵となります。

この間、高齢者施設、医療機関でのクラスターが各地で多発し、感染を下げ止まらせる一番の要因となりました。政府は、高齢者施設職員に対する定期的検査を打ち出し、3月末までに約3万の施設で検査を行おうとしています。しかし、それらは、いまだに都道府県の要請にとどまっています。各自治体任せで、国が責任を負っていないことは大きな問題ですが、高齢者の命と医療体制を守るためにも、自治体として、社会的検査を高齢者施設や医療機関、保育施設などに広げるために、積極的に計画を立て実施することが重要です。

そこで、高齢者施設等での検査の実施はどうか、お聞きをいたします。

2つ目は、橋本市、新宮市では、高齢者施設新規入所者の本人検査希望の場合、新型コロナウイルス検査費用の補助、令和3年1月1日から3月31日までを対象に実施をしています。岩出市では行っていません。高齢者施設内での集団クラスター防止を図るための対策です。こうした対策は、受け入れる側、入所する側も感染を持ち込ませないための対策として、とても有効な手だてだと考えます。実際に連絡をいたしました。橋本市では、実質この制度を使って補助をやられているそうです。高齢者施設の新規入所者に対し、PCR検査費用の助成、新年度で行う対策、これを求めたいと思います。

次に、これまで感染者が発生した保育所等は、厚労省まとめで903か所、これは1月7日現在ですが。触れ合いを通じて子供の発達を支援する保育現場では、感染が発生することは避けられません。実際、岩出市でも感染が報告され、クラスターも発生しました。保育施設への社会的検査の必要性と検査の実施を、これ求めていると思いますので、答弁をお願いをいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 市来議員のご質問1番目、新型コロナウイルス感染症対策についての1点目、高齢者施設等での検査の実施はどうかと、3点目、保育施設への社会的検査の必要性と検査の実施をにつきましては、一括してお答えいたします。

現在の県内及び管内の感染状況を見ると、検査よりも、引き続き各施設における感染拡大防止対策の徹底を優先するべきと考えています。感染拡大を防止するためには、定期的な検査が有効であると言われていますが、市内にある保育施設や高齢者施設等の職員をPCR検査の対象とした場合、費用対効果が見込めないため、現在、社会的検査実施の考えはございません。

2点目の高齢者施設の新規入所に対し、PCR検査費用の助成の実施についてですが、施設に入所されている方の約4割は、市外に住所を有している方となります。近隣市町に問い合わせたところ、今のところ助成の考えはないとのことで、仮に岩出市だけが助成しても、検査を受ける人にばらつきが出る可能性があり、結果として感染拡大防止の効果が発揮されにくいと考えられ、実施の考えはございません。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 そもそも論でいきたいんですけど、まず高齢者施設への検査の必要性という見解、これ今さっきお答えになったんですが、それをやるよりも、今のまま感染起こったところで対策を行う方がいいというような形で思っておられるのかな。というよりも、私は、高齢者施設でクラスターが発生した場合、高齢者は重症化に至るといふこれまでの例が出ているということを考えれば、職員ですね、社会的検査を行って、入所施設者の方々に移さない、こういう対策のために社会的検査というのは必要ではないかと考えています。市自身、どのように考えていますか。

これね、国でも高齢者施設や医療機関、障害福祉施設などにも、職員に対して、頻回、定期的に対象利用者、これ感染防御を図るといふのは、大変大事ではないかということをお大臣も答弁されています。国会でも議論されながら、尾身会長等々も含めても、この感染が落ち着いているときの間、やっぱり高齢者施設での感染拡大が重症化を招くということでは、社会的検査も必要性はあると、このことをお認めになっています。こうした点から考えても、市としては、それは別に要らないと、そういうお思いになっているのか、その点を一度お聞きをしたいと思っています。

県内でも、高齢者施設のクラスターという発症が、これから第4波が来るかも分

かりません。そうした中で、どうすればクラスターが起これないと考えているのか、この点についてお聞かせください。

もう1点は、先ほど、私、橋本と新宮市の取組、これ例を挙げました。実際、岩出市では手を挙げなかったというふうに聞いています。これは、なぜやらなかったのかと。先ほど言ったのは、市外の方が多いいという形で聞いていたんかな。岩出市には高齢者施設もたくさんあります。もちろん、岩出市民の方が入所する場合もあるし、入所受け入れる側も、入所する側も、感染が検査をしてなければ、やはりそちら安心して入所でき、また入ってきた方を見ることができるといふ点では、これ希望される方になんですよ、やっているのが。だから全てやってるわけじゃないんですが、希望される方には、こういう手だてをやって、補助をしますよという対策を打っているということでは、私は必要ではないかと。これ十分に、今後、来年度、次年度、4月からできる。予算組めばできると思うんです。こうした取組を行うような形で、市としても考えていくべきではないかと、再度聞きたい。

あとは、費用対効果の問題がありました。実際検査をすれば、当然お金がかかってまいります。このお金の問題については、私何度も言いますが、もっともっと国に働きかけてほしいんです。国を動かすためには、自治体として計画的、社会的検査の計画的を含めた考えを持って行って国を動かしていく。そういう自治体であってほしいと思いますので、そういう計画を含めて持つことができないのか、この点をお聞かせください。

保育所の関係です。保育所の関係も、子供たち、触れ合いを通じて子供の発達を支援する保育所では感染避けられない。それを持ち込まないためにも、定期的に、だからできないというのではなく、できる方法探すんですよ。プール方式だったり、抗原検査でも構いません。やれるか、やるやらない、できないんじゃないかと、やれる方法をどうやったらできるかという、そういう考えを持って、市として取り組んでいただきたいと思います。これについて答弁を求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 市来議員の再質問にお答えいたします。

高齢者施設の予防対策の中で、市としましてはPCR検査の実施の考えはございませんが、県に確認したところ、高齢者施設等に対して、抗原検査キットを近く配布する予定とのことで、この検査キットは簡易に検査ができますが、PCR検査ほど精度が高くなく、抗原検査で陽性の結果が出た場合、PCR検査を実施するとの

ことで、今までよりも早期に陽性者の発見及び対応ができると考えます。市は、県の取組が円滑に実施できるよう、協力・連携していく考えです。

2点目の新規入所者に対しての検査につきましては、市のほうでも橋本市と新宮市、2市というのは聞いておりますが、市としましては、県の抗原検査の実施について円滑に実施できるように、協力・連携していく考えで、あとは現状の症状がある人や濃厚接触者に対してのPCR検査を積極的に実施し、適切に対応することが感染予防、拡大防止に効果的であると考えております。

○福山議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、保育所の検査について。やれる方法を考えてくださいというご質問やったと思うんですが、おっしゃっておられた抗原検査とかプール方式、様々な方式もあるんですけども、それにしましても、やはり検査というのは1回きりではどうしようもなく、1回やったところで、その時点で陰性やとか陽性やとかいうことが分かるだけで、やはり定期的にやっていくとなると、かなり費用がかかるということで、費用対効果というのが非常にかかるというふうに考えております。

クラスターがどのようにしたら防げるかということなんですけど、ご承知のように上岩出保育所のほうでクラスター発生した際に、保健所のほうの指導も入りました。指導に従いまして、今うちのほうは改善させてもらっておるんですけども、保健所の言うてるのは、やっぱり、今回感染した要因として、職員がマスクを外して一緒に給食を食べていたとか、休憩室で飲食をしてたということです。こういうことを改めれば、確かに1人はかかる可能性はあるかもしれないんですけども、そこから広がってクラスターになるということはないということで、保健所のほうはおっしゃっておられましたので、うちのほう、こういう形で、今、改善して保育所運営をさせてもらっています。

保育施設においては、感染防止対策、国や県から指示されている対策を継続することで、また、各施設間の情報共有することで、感染防止に努めているということでございます。

あと、費用対効果についてなんですけども、先ほど、高齢者施設のほうでは、国のほうも高齢者の方は重症化するということで、県のほうも簡易キットを配るといような話を地域福祉課長のほうからあったと思うんですけども、国のほうも重症化しそうな高齢者等につきましては、そういう対応をしてくれているということで、うちのほうとしましても、国が対応している部分については、従っていき

いというふうに考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 先ほど、高齢者の件に関しては、今後、県の広範囲な検査ができるよう、抗原検査も活用したものを進めていくと、それに協力をしてやっていくということをおっしゃいました。当然だと私は思っているんですが、田村厚労大臣がプール方式を行政検査として認め、クラスター防止に役立てて、抗原簡易キット、これまでも無症状者への使用が推奨されておりましたが、PCR検査等、困難な場合に、抗原検査により幅広く検査を実施することが有効とされ、対象となっているということがあります。

私が言っているのは、高齢者の場合、施設の場合は、そうやって県のを活用していくということには分かるんですが、新規の入所者に対しては、市として、独自にやったらどうですかということをおっしゃっているんです。地域福祉課長がおっしゃったのは、多分、施設の中の幅広い検査ですね。抗原検査というのをそこでクラスターが起きないように、早期発見するために、キットを使いながら定期的に検査をしていくことだと思っております。

私が求めたいのは、では、新規に入所する方に対しては、検査を行ったらどうですかということに対するご答弁を再度求めていきたいと思っております。

保育所についてであります。保育所についても、私、先ほども言ったように、保育所もマスク取って、もちろん子供を保育するために、私、前回言いました。保育する子供たちの発達に顔が見えないのは影響あると。だから、保育士たちも大変な思いをしながら保育しているんですよ。マスクしながら、感染しないように、させないようにと。この中で感染が広がったというのがあるんですけど、それを早くやるためにも、プール方式で、1回と言っていない。定期的に行ったり、みんな、全ての職員全ての職員をするわけではなく、例えば、職員の何人かを選んでやったり、いろんな方向があると思っております。

それを独自にやりながら、市民の安心・安全を守るのが市役所、市の役割じゃないんですかということで、これを提案しています。これについて再度答弁を求めます。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 市來議員の再々質問にお答えいたします。

私のほうの、ちょっと言葉足らずでございましたが、県のほうでは、抗原キットに対して、体調不良の職員や利用者、また、新規入所者等を対象にすることもできるということで、実際に抗原キットをするのは、施設のほうが対応になりますが、新規の方も対象となることができるとなっているとのことです。

○福山議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどおっしゃられた抗原検査とかプール方式というのが、厚生労働省のほうで認められたということは存じ上げております。ただ、それぞれの検査においても、陰性率が100%というわけではございません。

それを言うのかということですね。抗原検査は、特に陽性者を洗い出すのは非常に得意やということで、高齢者施設でも使えば、陽性の人を隔離していくというのは大丈夫なんですけども、やはり保育所のほうで確実に陰性やという人をつかまえてもやっていきたいという形であれば、やはりそれを回数を1回ではなくて、回数を重ねてやっていかなあかんという形になってくるので、その部分については、やはり費用対効果が非常にかさむというふうに考えております。

プール方式、抗原検査にしましても、やはりかなり費用のほうはかかってくるというふうに考えておりますので、現在のところ、費用対効果から考えて、ちょっと実施する考えはございません。

○福山議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 ジェンダー平等の実現と女性の貧困問題について質問します。

ジェンダーとは、一般的に、社会的、文化的につくられる性別役割分業と定義されていますが、それは決して自然にできたものではなく、人々の意識だけの問題でもありません。女はこうあるべきなどのジェンダー規範や性別役割分業は、それぞれの時代の社会構造の中で、時々の支配階級が人民を支配、抑圧するために政治的に作り、歴史的に押しつけてきたものです。

コロナ禍で、ジェンダー後進国とも言える日本の状態が浮き彫りになっています。国連女性機関は、各国政府に対し、コロナ対策が女性を取り残していないかと問いかけ、ジェンダーの視点に立った対策は、女性のみならず、社会の全ての構成員によい結果をもたらすと強調しました。

日本では、コロナ危機の下で、とりわけ女性や子供に矛盾と困難が集中していま

すが、このことは日本におけるジェンダー平等の後れを改めて浮き彫りにしていません。家族ケアの負担比重が高く、非正規雇用が多い女性への影響は大きく、女性不況とさえ言われています。女性の就業者は3,000万人と、就業者の45%となっておりますが、非正規率は、この30年間で3割から6割へと増加し、非正規雇用の7割が女性です。非正規雇用の女性の賃金は、正規男性比で4割です。大きな格差が生まれています。

その結果、7人に1人の子供が貧困にあえぎ、母と子の独り親世帯では、半数以上が貧困に苦しんでいます。女性の非正規雇用の問題は、非婚化や離婚率が増加する中、若い女性や独り親家庭の、また中高年以降の単身女性の貧困問題にもつながります。抜本的な労働時間短縮、出産しても働き続けられる職場づくりが求められます。

地方自治体における官製ワーキングプア問題も深刻です。これまでも官製ワーキングプアについては一般質問でも取り上げてまいりました。地方団体における約62万人の会計年度任用職員は、8割が女性で、うちフルタイム職員も7万人近くとなっています。

そこで、岩出市の女性職員の割合と非正規雇用の割合についてお答えください。

2つ目は、賃金や処遇などの男女差について。

3点目は、幹部職員への女性の登用、委員会、審議会などの委員の男女比についてお聞きをいたします。

次に、2011年から2017年まで、国連女性の地位委員会日本代表を務めた橋本ヒロ子氏が、自治体行政におけるジェンダーの主流化というタイトルの文献で、男女間の平等推進の視点を持って、全ての政策に男女のニーズ、優先性、状況などを入れ込むこと、つまり砕いて言えば、ジェンダーの主流化とは、福祉、教育、消費生活、環境など、伝統的に女性の視点が入りやすい領域だけでなく、都市計画、産業振興なども含めた全ての政策や施策について、計画、実施、監視、評価など、全ての段階で男女で影響が異ならないか見直し、男女の違いなく、同じ成果が上げられるように内容を変えていくことであるとしています。

意思決定の場における女性の割合について、お答えを求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 市来議員ご質問の1点目、女性職員の割合と非正規雇用の割合についてですが、令和2年度4月1日現在の職員における女性の割合につきましては、

44.8%となっております。また、非正規雇用については、会計年度任用職員の女性の割合につきましては71.4%となっております。

次に2点目、賃金や処遇などの男女差についてですが、男女の性別による格差はございません。

3点目、幹部職員への女性の登用について、次長級以上における女性の割合は7.1%となっております。

4点目、意思決定の場における女性の割合につきましては、課長級以上における女性職員の割合は21.1%となっております。

○福山議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 市来議員ご質問の3点目、委員会、審議会などの委員の男女比についてお答えいたします。

第4次岩出市男女共同参画プランでは、本市における男女共同参画社会の形成を目的として、5つの目標と施策の方向性を定め、現在取り組んでいるところです。

委員会、審議会などの委員の男女比についてであります。内閣府が4月1日現在で、地方公共団体に関する男女共同参画社会の形成、または女性に関する施策の推進状況調査を行っており、そのため市では、毎年、市が所管する委員会、審議会における女性登用率、委員構成を調査しております。

実績といたしましては、平成30年度では21の組織、296名のうち女性が71名、率で24%、平成31年度では31の組織、415名のうち女性が119名、率で28.7%、令和2年度では29の組織、425名のうち女性が118名、率で27.8%となり、女性委員の登用率につきましては、平成30年度と比較して、若干ですが、増加している状況となっております。

なお、令和2年度の全国市区町村の審議会への女性登用率は27.1%となっております。

また、来年度策定する第5次岩出市男女共同参画プランについては、国の第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方や県の計画等を踏まえながら、岩出市男女共同参画推進委員会において審議していただく予定としております。

今後も、市の委員会、審議会等においては、男女が共に活躍できるよう取組を進めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 政府の第5次男女共同参画基本計画では、2020年までに指導的地位に女



性が占める割合30%という従来の目標の達成を断念し、2020年代の可能な限り早期と先送りをしており、大変重大なことです。

国連をはじめ世界では、2030年までに男女の完全な平等50%・50%を掲げ、常に前倒しで達成した国や組織も生まれるなど、努力が進んでおります。国もそうですが、地方自治体においても、女性の社会参加、政策決定に関する審議などに女性の意見が反映される機会を多くすることが必要です。

これまでも市も努力を重ねておられると思います。私もホームページ見たら、女性の方の委員募集だったりとか、いろんな形での参画をできる方法をやられていると思うんですが、市としても、目標、32年度30%と掲げていたと思うんです。女性の比率を高めるための計画と、いつぐらい、どれぐらい達成するのかというのを持っているのか。また、女性を活躍、いろんな委員さんになってもらうために、課題は何があるか。課題があるとすれば何があるのかという点をちょっとお聞きをしたいと思います。

2点目は、女性の意見や政策を取り入れるために、どのような工夫、整備を市の中では図っておられるのか、この点をお聞きをいたします。

また、これまでに具体的に政策、事業化されたものがあるならば、どういったものがあるのか、この辺をお聞かせください。

4点目です。非正規雇用の女性の割合について、市としてどのように考えているのか、この点をお聞きしたいです。やはり市の職員の会計年度任用職員、71%が女性と言われていたのかな。だと思っんです。でも、ここでも女性が大半非正規なんですよ。こういった状況をどのように考えているのか、市として。これをお聞きをしたい。低賃金の非正規公務員として働いていることについて、改善すべきではないかと私は考えています。これについての答弁を求めます。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 まずは市の委員会、審議会につきましては、目標値に達成していないことから、国の第5次男女共同参画基本計画や岩出市男女共同参画プランにより、引き続き女性登用率を高めるための支援を働きかけてまいります。

特に登用が進んでいない審議会もありますので、その辺については、特に力を入れて推進してまいりたいと考えております。

それと、30%の目標なんですが、長期総合計画では、令和7年度を目標として、達成できるように努めてまいります。

事業につきましては、各種講座、啓発等、行っております。特に女性のつどいをメインに、女性たちの参加を促しております。

○福山議長 総務部次長。

○木村総務部次長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、非正規雇用、これが市の場合、先ほど71.4%と答弁させていただいて、これが高いのではないかということでございます。これにつきましては、保育士についての女性の割合が100%となっておりますので、割合が高くなっているものでございます。

次に、非正規雇用と正規雇用の格差ということですが、非正規雇用につきましては、令和2年度から会計年度任用職員に移行し、賞与及び昇給を取り入れたことにより、待遇面について改善されているものと考えてございます。

また、正規職員、また非正規雇用の会計年度任用職員、これにつきましてはの採用におきましては、男女の関係なく、性別による格差はしてございません。

○福山議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 非正規雇用についてです。保育士の関係が、多数いらっしゃるんで、これだけの率が、パーセンテージが上がってくるということなんです、それが私いいのかどうかということを知りたいんです。これだけコロナ禍の下で、女性の貧困という問題だったり、働き方、これまで国が改革を進めて、どんどん規制緩和もし、正社員を雇うことが、なかなかしようとしなないという問題があります。

公の地方自治体だからこそ、しっかりとお手本となるように、必要なところに必要な職員を置く、正規で雇うということが必要ではないかというふうに考えます。それが何に関わるかというと、市民サービスに大きく関わるんですよ。だからこそ、しっかりと必要なところに必要な人材を置くということがあれだと思っておりますが、女性の割合が高いという点で、このままで当たり前やというような感覚でいらっしゃるのかなと思うんですが、ここはやっぱり今の現状に照らし合わせると、貧困問題が大きく浮き彫りになったり、非正規雇用の問題が、コロナ禍の下、出てきているということに対しては、しっかりと認識を持っているのかなという点がありますので、それについて、もう一度答弁を求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

まず、公の自治体だからこそ正規で置く、必要なところに正規職員を置くということでおっしゃっていただいています。これにつきましては、職員の採用については、状況に応じ計画的に採用しておるところです。その際には、引き続き性別に関係なく適正な採用試験を行ってございます。

参考にでございますけども、新規採用職員における女性の比率、これにつきましては、平成30年度は50%、平成31年度は60%、令和2年度におきましては69.2%という女性の比率が同じ、もしくはそれ以上ということになってございまして、特に男女の差というのは、本市におきましてはないものと。

○市来議員 そんなん言ってない。正規職員のことなんか言うてないよ。非正規の、会計年度任用職員。

○木村総務部次長 非正規におきましても、いろいろな働く場ということで、広く募集してございますので、男女による差はございません。

○福山議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 3つ目は、香害についてです。香りの害と書いて、香害というんですが、日本消費者連盟が、2017年に実施した香害110番に213件もの苦情、悲鳴が寄せられました。シャボン玉石けんが、2016年5月に20代から50代の女性を対象にネットで行った調査では、人工的な香りで頭痛や目まい、吐き気などの体調不良を起こしたことがある人は64%に上っています。

日本医師会のニュース、健康プラザNo.508号では、香料による新しい健康被害もということで、体調不良の原因は香りか。香料付きの柔軟剤や石けんや消臭・除菌スプレーなどが出回っていて、世の中にはそうした香りを不快に感じ、頭痛や目まい、吐き気、せき込み、皮膚のかゆみ、ひりひり感、全身倦怠感などが生じている。これが化学物質過敏症の一種であると指摘をしています。

一旦化学物質過敏症になってしまうと、治ることはなく、一生その病気と付き合いがなくてはなりません。柔軟剤などに入っている香り成分を包み込んだカプセルで、液剤にはイソシアネートなどの有毒物質を含むプラスチックが使われており、これが空気中に飛散し、健康被害、香害が拡大をしています。現在、世界中で海洋プラスチックごみが問題視されておりますが、SDGsなどでも持続可能な開発目標でも掲げられています。

専門家によりますと、マイクロプラスチックの発生原因というのは大きく2つあ

り、プラスチック製品の発生段階でできる一次的な原因、一次的マイクロプラスチックと自然の力によって生まれる二次的な原因、二次的マイクロプラスチックに分類することができます。

この一次的マイクロプラスチックは、様々なプラスチック製品を製造するために使われるプラスチック粒、レジンペレット、小さなビーズ状のプラスチックで、洗顔料や歯磨き粉、そして柔軟剤にも取り入れられており、私たちの身近な日常的に使用するものに多く取り入れられております。いい香りとして使っているものが、実際には、私たちの健康リスクを高め、環境も破壊していくことになるということです。

私自身、化学物質過敏症に悩んでおられる市民の方からこうした声を聞くまで、問題に気づくことはありませんでした。しかし、意識を持てば、意外にも、自分の身近な周りの方々が、何らかの形で体調変化を感じている方が多いことも分かってきました。実際にお話をする中で、こうした原因を気がついていない方がいたり、人に言っても分かってもらえない。神経質だと思われるから人には言えない。香りの嗜好の問題だから何となく言いにくいなど、まだまだ理解されにくく、体調の不良で悩むだけではなく、周りの方から理解が得られないという問題点が大きくございます。

市も、現在、啓発活動を行っておりますが、化学物質過敏症については。市内で香害に苦しんでおられる方がどの程度いるか、把握しているのかをお聞きをいたします。

この香害や化学物質は、子供たちにも重大な健康リスクを引き起こさせます。匂いによって体調不良で不登校の原因になっていることも報告されています。学校現場では、給食の白衣が分かりやすい事例となっておりますが、給食着を洗って、次の当番の児童に引き継がれます。柔軟剤を入れて洗濯するため、匂いがずっと続き、匂いが取れないから着用できない。また、アトピーの方などは柔軟剤を使った衣服を着用すると、皮膚がかゆくなることもあったり、体調不良を起こすこともあります。また、体操着への着替えのときにも、柔軟剤などに入っている香り成分を包み込んだカプセルが原因で体調が悪くなった場合にも、保健室のベッドに寝ようと思っても、保健室のベッドのシーツですら、この成分が含まれていることになれば、体調不良を起こしても、しんどいから行くなって保健室に行けない、こうした事態が生まれます。

現在、学校において児童生徒の把握と、その配慮はどうなっているのかをお聞き

します。

次に、今後、症状を抱える子供がどれぐらいいるか、健康調査の中に項目で入れていく考えはないのか、これについてお聞かせください。

4つ目は、香害について、保護者等への理解促進への取組をです。まずは知ることが大事ではないかと考えます。相談者の声としても、自分や子供のような苦しみを1人でもなくすために、多くの方に知ってもらいたいと、このように申し出ておりました。

仙台市の教育委員会でのリーフ、札幌市の教育委員会で作成しているリーフ、参考にさせていただきたいということを最初に申し上げておったんですが、こうしたものを岩出市でも取り組み、保護者への理解促進を進める取組を行うべきではないかと考えますので、市の答弁を求めていきたいと思えます。

5つ目は、教職員への理解促進への対応です。保護者の方が一生懸命訴えても、理解が得られなければ、先生に相談することもできないというんですよ。そういう意味では、教職員への理解促進というのは十分に必要ではないかと考えますので、この点についてお聞かせください。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 市来議員の3番目のご質問にお答えいたします。

まず1点目について、児童生徒3名が学校に対して過敏症を訴えており、うち1名が人工香料化学物質過敏症と医師の診断を受けてございます。

2点目について、この児童生徒に対して、それぞれ個別の訴えに対しては、アルコールの使用を控えたり、共同使用している給食着を着用せずに、個人のものを使用したりして、配慮しているところでございます。

3点目の学校における調査についてですが、現在、児童生徒個別に学校に提出していただいております健康調査票というのがありまして、この中に学校に知らせておきたいことという自由記入欄がありますので、必要に応じて各家庭で記入してもらっております。しかし、今後は健康状態についての問診項目欄に、化学物質や香りなどに対して過敏症があると、こういう項目を追加して、そちらにチェックしていただけるように検討してまいりたいと考えております。

それから、4点目と5点目につきましては、理解促進のための取組については、リーフレットを作成し、保護者や教職員に配布する予定としてございます。また、校長会においても周知を行ってまいります。

○福山議長 再質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。